

## 苫小牧市こころふれあう手話言語条例（仮称）案の概要

### 【基本理念】

---

全ての市民が、相互に人格及び個性を尊重し、共生することのできる地域社会を実現するため、手話が意思疎通及び情報の取得又は利用するために必要な言語であることを認識し、手話に対する理解の促進及びその普及を推進する。

### 【条例の目的】

---

手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進及び手話の普及を図り、全ての人々が社会的障壁によって分け隔てられることなく、共生することのできる地域社会の実現を目的とする。

### 【市の責務】

---

ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、次の施策を実施する。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話を意思疎通の手段として選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策

### 【市民の役割】

---

基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努める。

### 【事業者の役割】

---

基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。